

退職者に対する表彰に関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 4 日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

退職者に対する表彰に関する達

改正 平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 沖縄防衛局達第 9 号

平成 3 1 年 4 月 2 6 日 沖縄防衛局達第 3 号

(目的)

第 1 条 この達は、防衛省において、永年にわたり職務に精励し、沖縄防衛局で退職する職員に対して、その在職期間における労苦に謝意を表すため、退職者表彰の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 退職者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について授与する。

(1) 定年又は勸奨により退職する者

(2) 依願により退職する場合で防衛省永年勤続者表彰実施基準（防人 1 第 3 0 8 5 号。昭和 5 0 年 7 月 1 4 日）2 (1) アに該当して防衛大臣の表彰を受けた者

(表彰状の授与日等)

第 3 条 退職者表彰は、退職の日付で行う。

2 退職者表彰は、別紙様式による表彰状を授与して行う。

3 表彰権者は、沖縄防衛局長（以下「局長」という。）とする。

4 表彰状は、局長が授与するものとする。ただし、事務所にあっては事務所長が伝達することができる。

(表彰の制限)

第 4 条 表彰状は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては授与しない。

(1) 自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 4 6 条の規定により懲戒処分を受け、当該処分の日から 1 年を経過しない者

(2) 自衛隊法第 4 3 条第 2 号の規定により休職にされている者

(3) その者の非違により退職する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、表彰状を授与することが適当でないと認められる者

附 則

この達は、平成 1 9 年 9 月 4 日から施行し、同年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 沖縄防衛局達第 9 号）

この達は、平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 4 月 2 6 日 沖縄防衛局達第 3 号）

この達は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別紙様式

表彰状

殿

あなたは永年にわたり防衛省に勤務されその間沖縄防衛局に在っても卓越した識見と豊富な経験を活かしてよく職務に精励されました

このたび退職されるにあたり積年の功績を讃えこれを表彰します

令和 年 月 日

沖縄防衛局長

氏名 印